

文化審議会著作権分科会 政策小委員会 【発表資料】

2024年2月28日

一般財団法人日本総合研究所

調査概要

(1) 一般国民向けアンケート調査

- ◆一般国民を対象に、著作権に関する意識や店舗等における音楽のBGMとしての利用に対する意見、レコード演奏・伝達権に関する対価に関する意識、録音（複製）機能を持った機器や記録媒体等の使用状況や私的録音録画に関係する意識等を収集するためアンケート調査を実施した。
- ◆調査方法：インターネット調査会社を通じたWEBアンケート調査
- ◆調査期間：2023年12月1日（金）～12月5日（火）
- ◆回答者数：1,600人（15～29歳 400人、30～44歳 400人、45～59歳 400人、60～74歳 400人（男女各200人））
- ◆設問数：全37問

(2) 音楽の権利者へのアンケート調査

- ◆音楽の権利者（作詞・作曲家、実演家等）を対象に、レコード演奏・伝達権や私的録音に関係する意識等を収集するためアンケート調査を実施した。
- ◆調査方法：Webフォームによるアンケート調査
下記の団体に情報共有し、調査への協力を依頼
①一般社団法人日本音楽作家団体協議会（FCA）、②一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）、③一般社団法人MPN
- ◆調査期間：2023年12月7日（木）～12月22日（金）
- ◆回答者数：919人
- ◆設問数：全8問

(3) 映像の権利者へのアンケート調査

- ◆映像の権利者（脚本家、俳優、声優等）を対象に、私的録画に関係する意識等を収集するためアンケート調査を実施した。
- ◆調査方法：Webフォームによるアンケート調査
下記の団体に情報共有し、調査への協力を依頼
①日本脚本家連盟、②映像実演権利者合同機構（PRE）
- ◆調査期間：2023年12月5日（火）～12月21日（木）
- ◆回答者数：181人
- ◆設問数：全4問

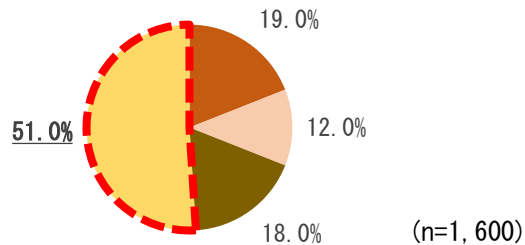
(4) BGM配信事業者へのヒアリング調査

- ◆店舗BGMサービスの提供状況や、店舗等で他人の楽曲をBGMとして利用することに対する今後の対価還元のあり方への意見等を収集するため大手BGM配信事業者（数社、社名非公開）と業界団体に対してヒアリング調査を実施した。

レコード演奏・伝達権についての一般的な認識と範囲拡大の意向 (1)

①BGM使用の対価の範囲の認識

◆店舗等においてBGMとして音楽を利用することに対する対価を求める権利について、「実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」(51.0%)と答えた人が最も多かった。

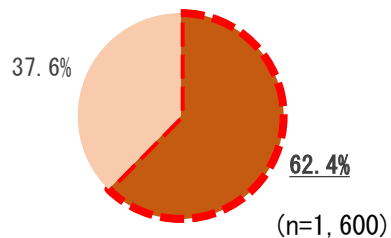


- 実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた
- 実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
- レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
- 実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた

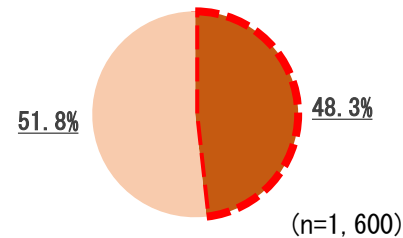
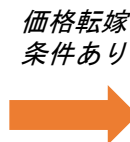
②BGM使用の対価の範囲拡大への意向

◆店舗等においてBGMとして音楽を利用することに対する対価を求める権利の範囲拡大への意向について、「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」(62.4%)と答えた人が多かった。

◆店舗等でのBGM使用の対価の範囲拡大に伴うBGM使用料が値上がりすることによって、店舗等において価格転嫁が行われる可能性があることも考慮した場合の権利の範囲拡大への意向について、「価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」(48.3%)と「価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない」(51.8%)という回答となり、拮抗している。



- 実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
- 新しく何かを加えるのは望ましくない

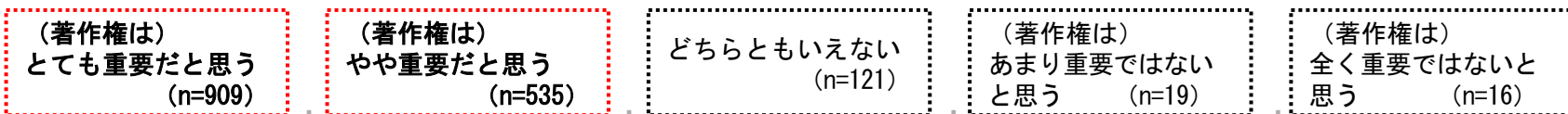
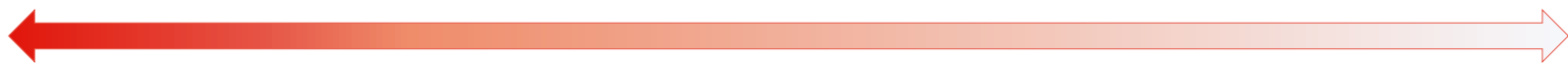


- 価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
- 価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない

レコード演奏・伝達権についての一般的な認識と範囲拡大の意向（2）

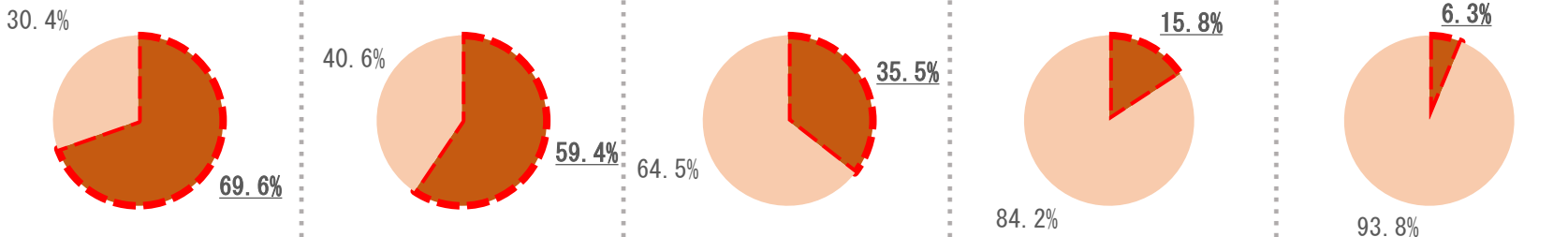
◆一般的な著作権に対する重要性の認識別に、店舗等での価格転嫁の可能性も考慮した、BGM使用の対価を求める権利の範囲拡大の意向を比較すると、「（著作権を）とても・やや重要だと思う」と回答した場合、「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」と答えた割合が増加している。

著作権に対する重要性の認識



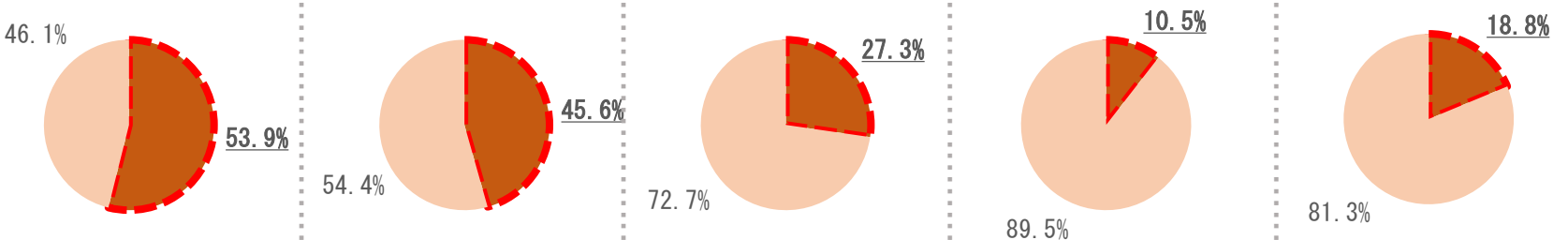
BGM使用の対価を求める権利の範囲拡大への意向

- 実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
- 新しく何かを加えるのは望ましくない



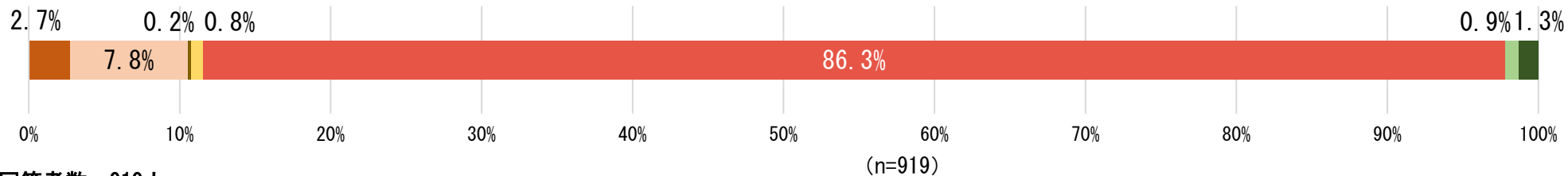
BGM使用の対価を求める権利の範囲拡大への意向
〈価格転嫁の条件あり〉

- 価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
- 価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない



レコード演奏・伝達権についての権利者の認識と範囲拡大の意向 (1)

「音楽の権利者へのアンケート調査」に協力いただいた回答者について



回答者数：919人

・ 作詞・作曲家等の権利者：106人(11.5%)

■ 作詞・作曲家等 ■ 作詞・作曲家等+実演家 ■ 作詞・作曲家等+その他

■ 作詞・作曲家等+実演家+その他

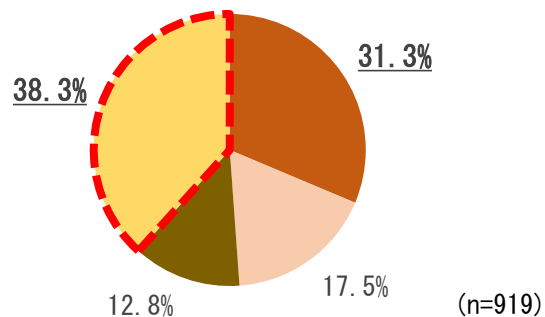
・ 作詞・作曲家等ではない権利者：813人(88.5%)

■ 実演家 ■ 実演家+その他 ■ その他

「その他」の回答内容 (複数回答あり)

エンジニア、プログラマー、
音楽プロデューサー、レコード製作者 等

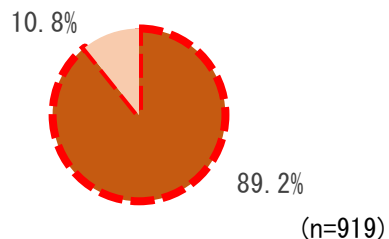
◆ 音楽の権利者のレコード演奏・伝達権の範囲への認識について、本アンケート調査の回答者(919人)の中では「実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた」(38.3%)が最も多く、「実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた」(31.3%)よりも多かった。



- 実演家とレコード製作者には、BGM使用の対価を求める権利が与えられていないことを知っていた
- 実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
- レコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていないが、実演家にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた
- 実演家とレコード製作者にはBGM使用の対価を求める権利が与えられていると思っていた

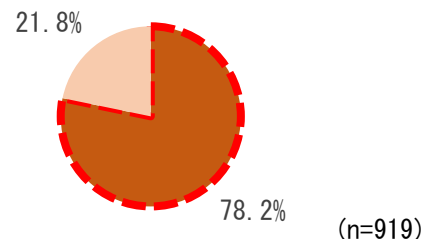
レコード演奏・伝達権についての権利者の認識と範囲拡大の意向（2）

◆音楽の権利者のレコード演奏・伝達権の範囲拡大への意向について、本アンケート調査の回答者（919人）の中では「実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」（89.2%）の方が多く、権利の範囲拡大に伴うBGM使用料の値上がりによる価格転嫁の条件が加えられた場合でも「価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい」（78.2%）の方が多かった。



■ 実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
■ 新しく何かを加えるのは望ましくない

価格転嫁
条件あり
➡

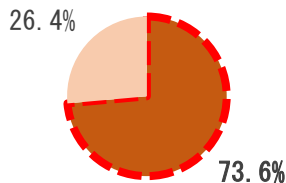


■ 価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
■ 価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない

◆BGM使用の対価を求める権利の有無と範囲拡大の意向との相関性に関して、権利の有無に関わらず範囲拡大への意向は一般的な意向よりも高いが、作詞・作曲家等ではない権利者の方が範囲拡大の意向を示す割合が高かった。

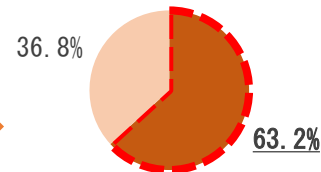
本アンケート調査の回答者 (n=919)

作詞・作曲家等の権利者 (n=106) : 既にBGM使用の対価を求める権利が与えられている



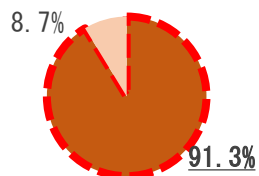
■ 実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
■ 新しく何かを加えるのは望ましくない

価格転嫁
条件あり
➡



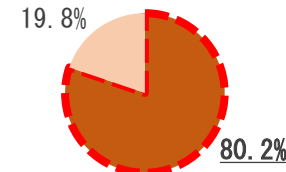
■ 価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
■ 価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない

作詞・作曲家等ではない権利者 (n=813) : まだBGM使用の対価を求める権利が与えられていない



■ 実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
■ 新しく何かを加えるのは望ましくない

価格転嫁
条件あり
➡



■ 価格等への転嫁が行われたとしても、実演家とレコード製作者を加える方が望ましい
■ 価格等への転嫁が行われるのなら、新しく何かを加えるのは望ましくない

レコード演奏・伝達権についてのBGM配信事業者へのヒアリング

- ◆レコード演奏・伝達権の認識と範囲拡大への意向について、BGM配信事業者を中心にヒアリング調査を行った。実演家やレコード製作者にも対価還元を促進することに肯定的であったものの、実演家やレコード製作者のレコード演奏・伝達権の導入のあり方に対しては慎重な姿勢であった。
- ◆今後、権利導入の議論に際しては、権利者に還元されるだけでなく、BGMの利用者に対するメリットがあることも併せて検討の必要性も明らかになった。
- ◆特に「レコード会社や実演家のレコード演奏・伝達権に対する認識」と「権利が範囲拡大した場合のサービス料金への価格転嫁の可能性や影響」の2点について、ヒアリング内容から抜き出した。

【レコード会社や実演家のレコード演奏・伝達権に対する認識】

BGM利用の契約を通して、レコード会社と実演家にも既に対価を支払っていると認識していた。

現在のBGM利用の交渉に関して、レコード協会が複数のレコード会社を取りまとめて大手のBGM配信事業者と交渉する形をとっている(※)。この形では、小さいBGM配信事業者は交渉のテーブルに乗れず、使用料だけが上がり、不公平感が感じられるのではないか。

※著作権法上、放送又は有線放送と整理される利用については、日本レコード協会は、文化庁長官から指定を受けて商業用レコードに係る二次使用料を受ける団体として当該利用について使用料を徴収している。

【権利が範囲拡大した場合のサービス料金への価格転嫁の可能性や影響】

BGM配信事業者として、使用料が増えるからといってサービス料金への価格転嫁は難しい。

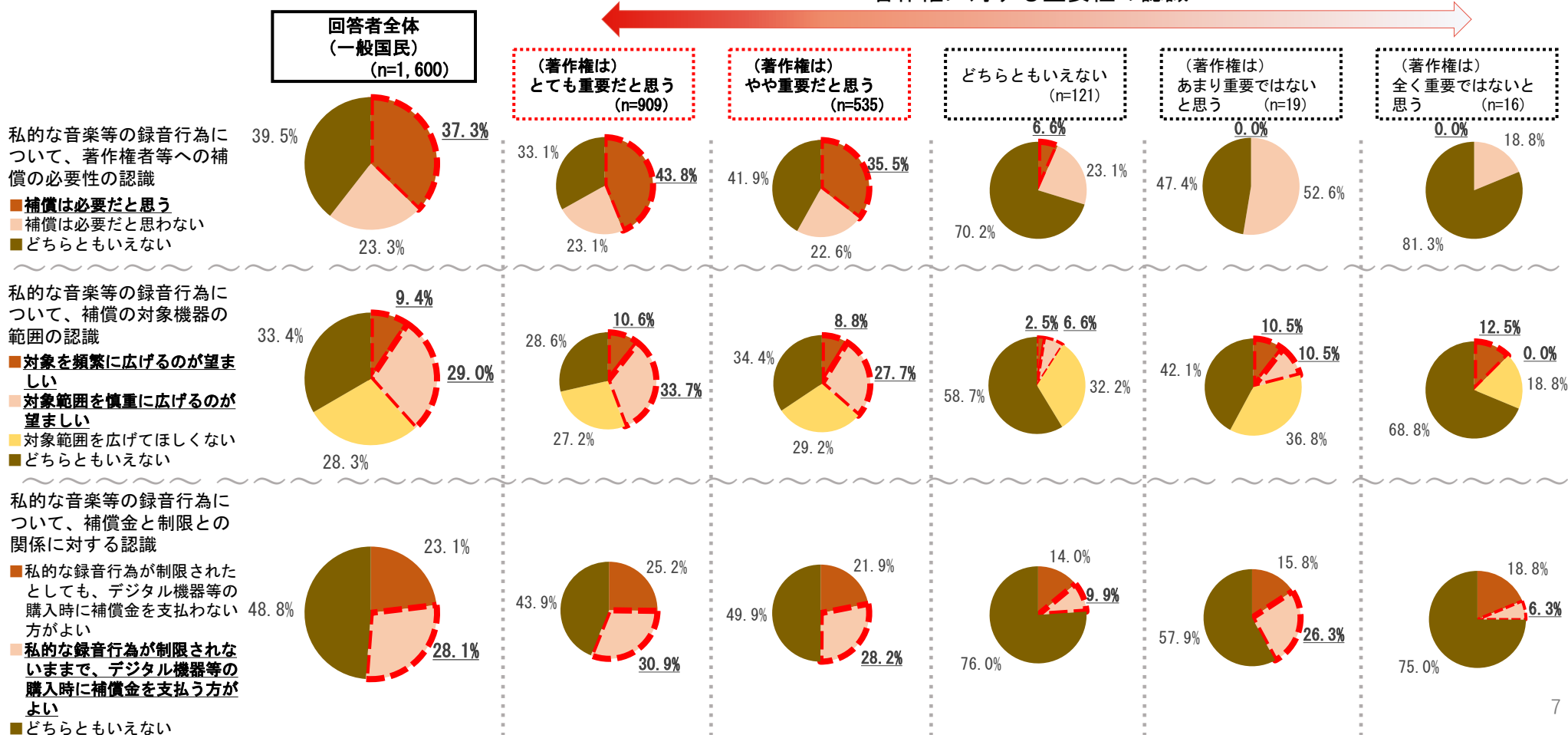
サービス料金への価格転嫁をすると店舗・施設等でBGM利用をやめる、又は私的利用を想定されている音楽配信サービスの違法利用が増えるのではないかという懸念がある。こうした違法利用をどう取り締まるのかという議論もセットで議論を行うべきではないか。

私的録音録画補償金制度 ① [一般国民]

私的録音録画行為の補償に対する一般的な認識 (1: 私的録音行為)

◆ 私的な音楽等の録音行為の補償に関して、補償の必要性や、対象機器の範囲、補償金と制限との関係の一般的な認識は下記の通りで、加えて著作権に対する重要性の認識別の比較を行った。著作権に対する重要性を認識している場合、補償の必要性をより認識しており、また補償の対象機器の範囲を広げることに肯定的で、さらに私的録音行為に対する制限を受けることよりも補償金を支払うことを選択していることが分かった。

著作権に対する重要性の認識

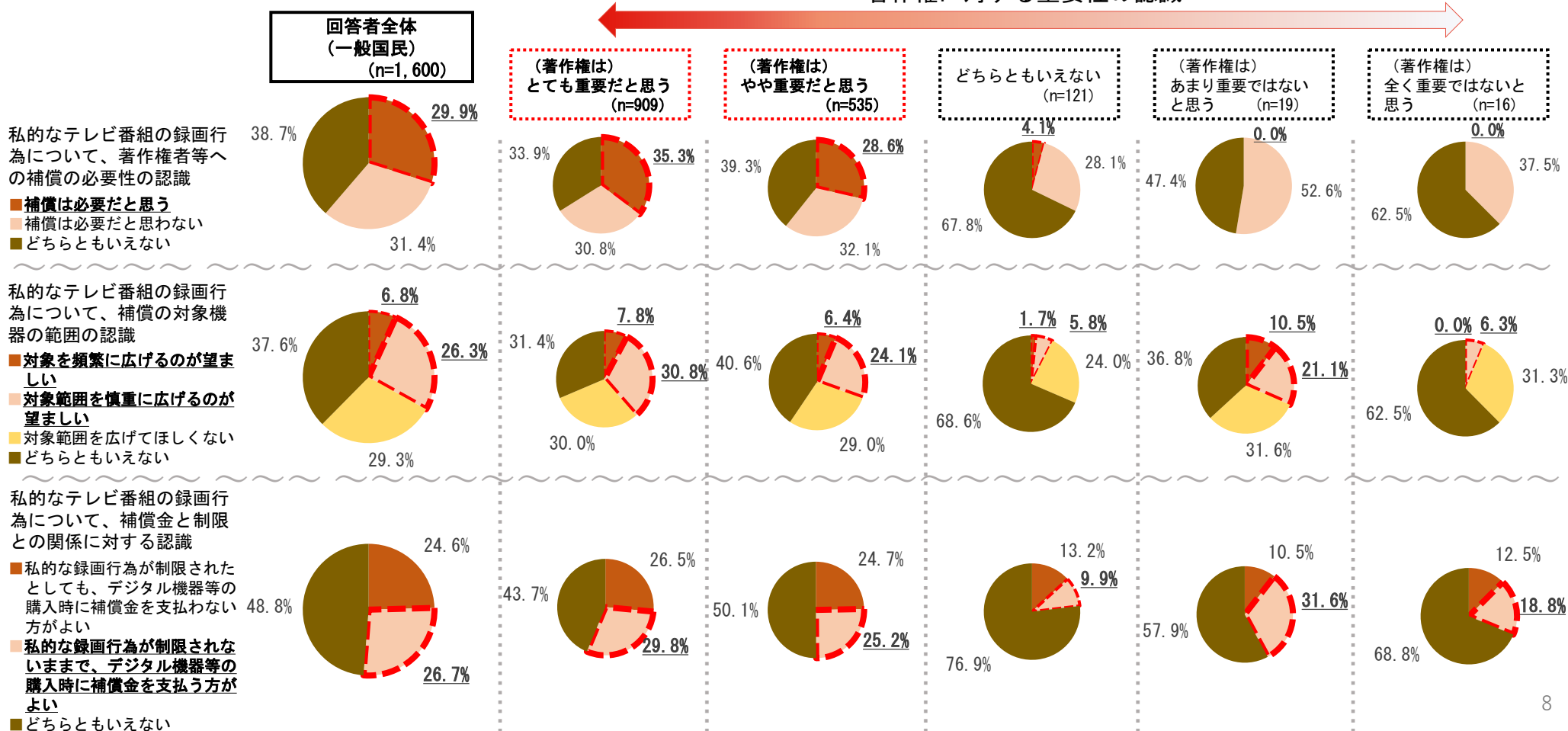


私的録音録画補償金制度 ① [一般国民]

私的録音録画行為の補償に対する一般的な認識 (2: 私的録画行為)

◆ 私的なテレビ番組の録画行為の補償に関して、補償の必要性や、対象機器の範囲、補償金と制限との関係の一般的な認識は下記の通りで、加えて著作権に対する重要性の認識別の比較を行った。著作権に対する重要性を認識している場合、補償の必要性をより認識しており、また補償の対象機器の範囲を広げることに肯定的で、さらに私的録画行為に対する制限を受けることよりも補償金を支払うことを選択していることが分かった。

著作権に対する重要性の認識



私的録音録画補償金制度 ② [一般国民]

一般国民におけるダビング10の認知と私的録画行為の補償に対する認識との相関性

◆一般国民向けアンケート調査において、回答者全体では「ダビング10を知らない」(63.4%)と答えた方が多かった。この設問の回答に基づいて、私的録画行為における補償の必要性や、補償の対象機器の範囲、補償金と制限の関係の認識を尋ねた設問の回答を比較した。

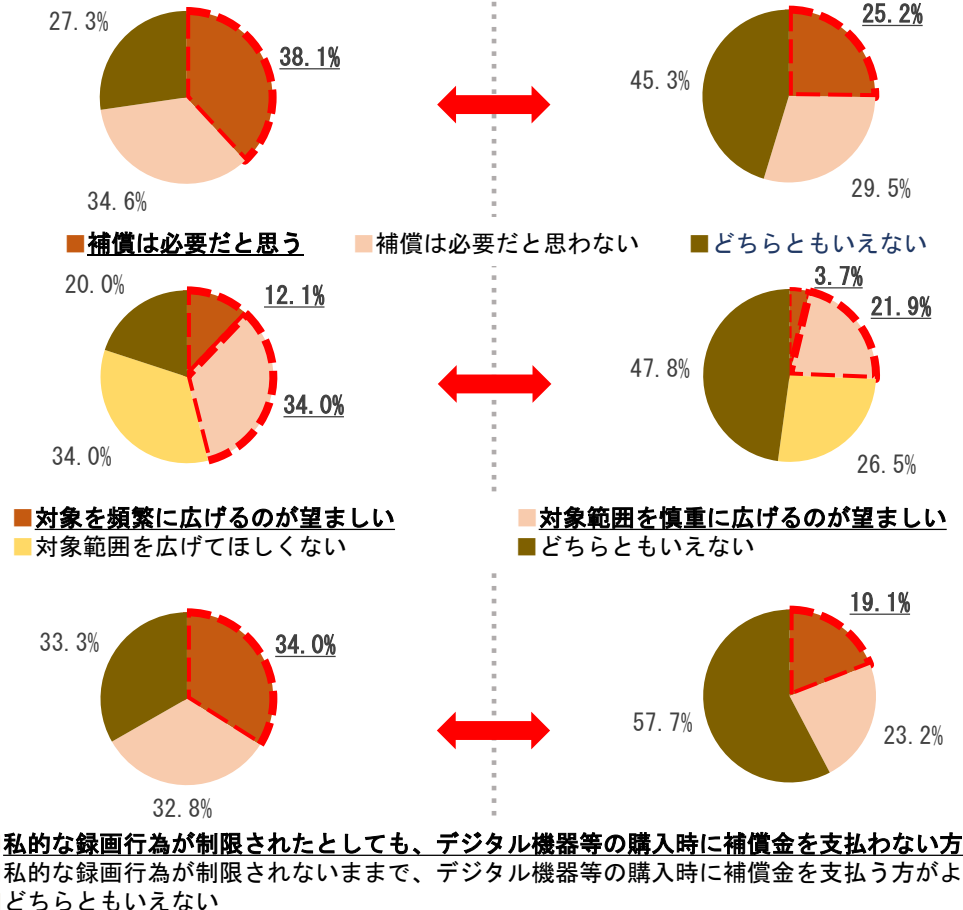
◆私的録画行為における補償の必要性の認識に関して、ダビング10を知っている回答者の場合、「補償が必要だと思う」が「補償が必要だと思わない」を上回った。ダビング10を知らない回答者の場合には下回った。

◆私的録画行為における補償の対象機器の範囲の認識に関して、ダビング10を知っている回答者の場合、「対象を頻繁に・慎重に広げるのが望ましい」が「対象範囲を広げてほしくない」を上回った。ダビング10を知らない回答者の場合には下回った。

◆私的録画行為における補償金と制限の関係の認識に関して、ダビング10を知っている回答者の場合、補償金を支払うことよりも制限を受けることを選択する回答者が多かった。ダビング10を知らない回答者の場合には、制限を受けることよりも補償金を支払うことを選択する回答者が多かった。

ダビング10を知っている (n=586)

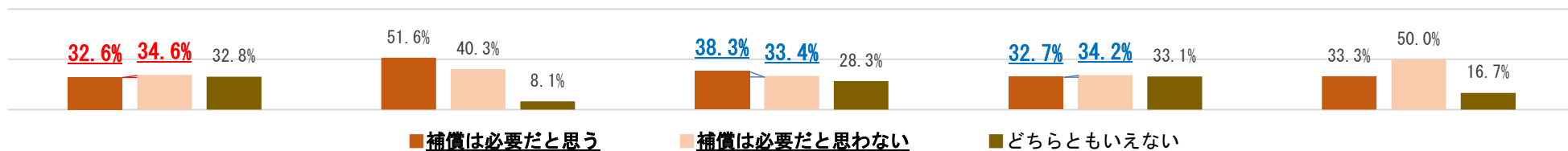
ダビング10を知らない (n=1,014)



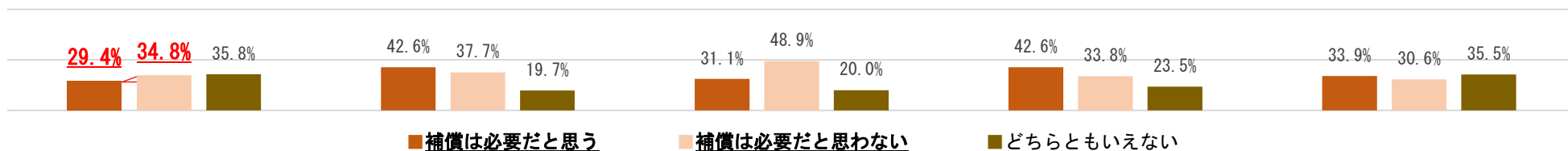
一般国民における私的録画行為の目的と補償に対する認識との相関性

◆一般国民向けアンケート調査において、テレビ番組の録画に関連する行為（録画理由、録画後の行為）に関して尋ねた設問の回答に基づいて、私的録画行為における著作権等への補償の必要性の認識を尋ねた設問の回答を比較した。（すぐ削除する人を含む）タイムシフト目的か保存目的であるかによって、補償に対する認識の差はあまり生じていないことが分かった。

テレビ番組の録画理由（複数選択可能） (n=921)				
<u>リアルタイムで見られないから</u>	録画データをスマートフォン等に移動させて、どこでも視聴できるようにしたいから	保存版として 何度も見返したいから	コマーシャルを飛ばしたいから	その他の理由 ・倍速で見たいため、 ・追いかけて再生で見たいからため ・聞き返すため 等
774人	62人	311人	284人	12人



テレビ番組録画後の行為 (n=921)				
<u>一度視聴したらすぐ削除する</u>	レコーダー等録画に用いた機器の自動削除機能で一定期間後に削除されている	レコーダー等録画に用いた機器内で上書きされないようにロックをかけている	レコーダー等録画に用いた機器から別の機器や記録媒体へ録画データをコピー/ダビング/保存している	特に何もしていない。録画に用いた機器にずっと残っている
623人	61人	45人	68人	124人



私的録音録画補償金制度 ④ [権利者]

権利者の私的録音録画行為の補償に対する認識

「映像の権利者へのアンケート調査」に協力いただいた回答者について（下右図「映像の権利者」のアンケート調査の回答者）

回答内容（複数回答あり）

回答者数：181人

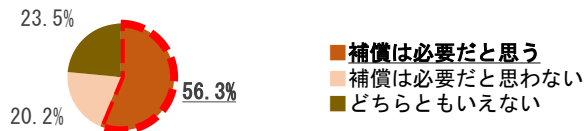
俳優（96人） 脚本家（66人） 声優（23人） 放送作家、構成作家（5人） 歌手、演奏者等（5人） 人形操演、人形劇等（4人）
ダンサー、舞踊家等（3人） 演出、演出家（3人） 演芸（2人） アナウンサー（2人） モデル（2人） 等

◆私的な音楽等の録音行為の補償、及び私的なテレビ番組の録画行為の補償に関して、アンケート調査結果から得られた①必要性、②対象範囲、③補償金と制限との関係への権利者による認識は下記の通りで、**権利者の過半数以上が補償の必要性を認識していた**。また、**権利者の過半数以上が対象範囲を広げるのが望ましいと考えており、対象範囲を頻繁に広げるのが望ましいと考える人が一般国民に比べ多いことが分かった**。さらに、**制限を受けることと補償金を支払うこととをどちらを選択するかに関して、私的録音行為に関しては補償金を支払うことを選択する権利者の割合が高く、私的録画行為に関しては制限を受けることと補償金を支払うこととの間に大きな差がないことが分かった**。

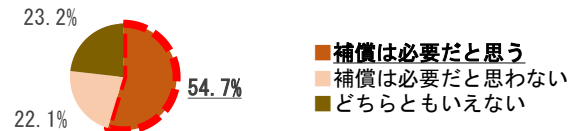
音楽の権利者（n=919）⇒ 私的録音行為の補償に対する認識（回答者の詳細についてはp.4と同じ）

映像の権利者（n=181）⇒ 私的録画行為の補償に対する認識

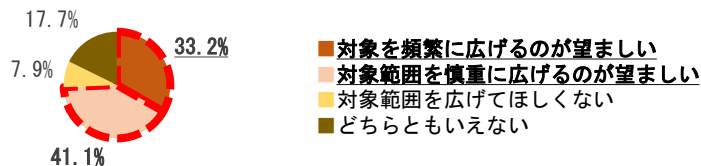
①私的な音楽等の録音行為について、著作権者等への補償の必要性の認識



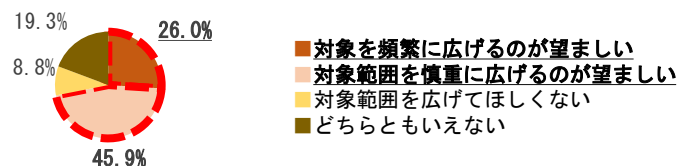
①私的なテレビ番組の録画行為について、著作権者等への補償の必要性の認識



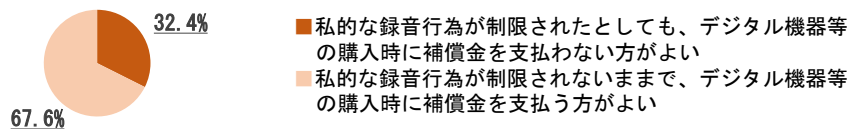
②私的な音楽等の録音行為について、著作権者等への補償の対象機器の範囲の認識



②私的なテレビ番組の録画行為について、著作権者等への補償の対象機器の範囲の認識



③私的な音楽等の録音行為について、補償金と制限との関係に対する認識



③私的なテレビ番組の録画行為について、補償金と制限との関係に対する認識

